

7. 平成 18 年 4 月版／訂正および解説等の追加(4 月発行別冊以降のもの)

歯科診療—平成 18 年 4 月版をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。本書内容の一部につきまして下記赤字のようにお詫びし訂正させていただきますので、なにとぞご了承願います。なお、通知変更等に伴う訂正も、一部掲載しました。

【診療報酬明細書「摘要」欄記載】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
27	第 1 部医学管理 【歯科疾患継続指導料】4 項目目 （「番号」11）	本項目削除	通知の訂正による
	【歯科疾患継続指導料】5 項目目 （初回以外の算定時）「摘要」欄記載 内容	併せて行った特掲診療内容 ⇒ 削除	通知の訂正による
	第 3 部検査 【歯科疾患継続管理診断料】 「摘要」欄記載内容	歯科疾患総合指導料算定年月日 ⇒ 削除	通知の訂正による
28	第 8 部処置 【齲蝕処置】	本項目削除	通知の訂正による
	【咬合調整】「摘要」欄記載内容	修正理由 ⇒ 削除	通知の訂正による
	【抜髄】	本項目削除	通知の訂正による
	第 9 部手術 【口腔内消炎手術】1 項目目 （「番号」4）	本項目削除	通知の訂正による
29	【歯肉歯槽粘膜形成手術】	本項目削除	通知の訂正による
	第 12 部歯冠修復及び欠損補綴 【補綴時診断料】	本項目削除	通知の訂正による
	【支台築造】	本項目削除	通知の訂正による

【診療録記載例】

48	【カルテ】傷病名欄ほか	$\frac{7+7}{7+7} P_1 \Rightarrow \frac{4+7}{7+7} P_1$	誤植
----	-------------	---	----

【基本診療料】

25	【レセプト】「摘要」欄	6 齲蝕処置（歯髄覆罩に際しての軟化象牙質除去、カセ）⇒削除	通知の訂正による
----	-------------	--------------------------------	----------

【医学管理等 診療情報提供料・地域歯科診療支援病院歯科関連】

33	【解説】⑬	～として行った指導等を記載し、明細書の「摘要」欄にこれを実施した旨を記載する。⇒～として行った指導等を記載する。	通知の訂正による
39	【解説】9.⑥	～各区分の要件に準じて実施し、明細書の「摘要」欄に実施した区分名を記載すること。なお、スケーリングおよび初期齲蝕小窩裂溝充填塞処置を算定する場合には、実施年月日、算定対象となった歯の歯式も併せて記載すること。⇒～各区分の要件に準じて実施すること。	通知の訂正による
40	【解説】(15)	～前回歯科疾患継続指導料の算定年月日および歯科疾患継続指導料と併せて行った特掲診療の内容を記載する。⇒～前回歯科疾患継続指導料の算定年月日を記載する。	通知の訂正による
41	【歯科治療総合医療管理料】 算定要件欄	～歯科医療機関から情報提供を受け～ ⇒ ～医科医療機関から情報提供を受け～	誤植

【医学管理等 診療情報提供料・地域歯科診療支援病院歯科関連】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
75	【解説】(10) 歯科疾患継続管理診断料	～「摘要」欄に歯科疾患総合指導料を算定した年月日、一連の～⇒～「摘要」欄に歯科疾患総合指導料に基づく一連の～	通知の訂正による

【エックス線および画像診断】

88	【保険解説】①の②	～行った歯の部位および修正理由を記載した場合～⇒～行った歯の部位を記載した場合～	通知の訂正による
89	【レセプト】「摘要」欄	咬合性外傷のため歯冠形態修正⇒削除	通知の訂正による

【歯牙処置, 歯内療法】

104	【解説】齶蝕処置④	～処置内容等を診療録および明細書「摘要」欄に記載する⇒～処置内容等を診療録に記載する	通知の訂正による
105	【解説】咬合調整⑤	～診療録に修正前後の歯冠の形態, 修正理由, 修正箇所を, 明細書「摘要」欄に修正部位, 修正理由を記載した場合に～⇒診療録に修正前の歯の状態, 修正理由, 修正箇所, 修正後の状態を, 明細書「摘要」欄に修正を行った歯の部位を記載した場合に～	通知の訂正による
111	【レセプト】「摘要」欄	齶蝕処置(覆罩のため軟化象牙質除去, カセ)⇒削除	通知の訂正による
112	【カルテ 4/5】3行目	軟化象牙質除去のとき露髄⇒削除	誤植
113	【レセプト 4月分】「摘要」欄	齶蝕処置(歯髄覆罩, 軟化象牙質除去, カセで暫間充填)⇒削除	通知の訂正による
115	【保険解説】③ 5～6行目	また, 「摘要」欄に～⇒削除	通知の訂正による
	【レセプト】「摘要」欄	齶蝕処置(歯髄覆罩, 軟化象牙質除去, カセで暫間充填)⇒削除	通知の訂正による
	【レセプト】「摘要」欄	1 4月5日, 1 4月12日直接歯髄覆罩⇒削除	通知の訂正による

【小児・障害者の治療】

223	【レセプト】「摘要」欄	齶蝕処置(抜髄のため, 軟化象牙質除去, EZ)⇒削除	通知の訂正による
-----	-------------	-----------------------------	----------

【歯周治療】

238	【解説】歯周疾患処置(P処)②	また, 明細書「摘要」欄に部位および使用薬剤名を記載する。⇒また, 明細書「処置・手術」のその他欄に部位および使用薬剤名(特定薬剤量を算定している場合は部位のみ)を記載する。	記載要領による
241	【解説】歯肉歯槽粘膜形成手術⑨	～手術経過等を記載するとともに, 明細書の「摘要」欄に手術部位, 手術目的, 手術実施年月日を記載すること。⇒～手術経過等を記載すること。	通知の訂正による
281	【レセプト】「処置・手術」その他欄	ソウ八術 200×2 ⇒ 4-2 ソウ八術 200×2	記載要領の変更による
286	【レセプト】「処置・手術」その他欄	ENAP 300×1, ⇒ 2-2 ENAP 300×1	記載要領の変更による
291	【レセプト】「処置・手術」その他欄	GEct 400×1, ⇒ 3-3 GEct 400×1	記載要領の変更による
295	【レセプト】「処置・手術」その他欄	FOp 1,000×1, ⇒ 2-2 FOp 1,000×1	記載要領の変更による

【歯周治療】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
297	【レセプト】「処置・手術」その他欄	FOp 1,000×1, ⇒ <u>3+1</u> FOp 1,000×1	記載要領の変更による
299	【保険解説】 2 歯科疾患総合指導料①	本項目削除	通知の訂正による
301	【レセプト】「摘要」欄	平成 18 年 4 月 15 日総指算定⇒ <u>削除</u> 7 月 18 日歯周基本検査, スケーリング実施⇒ <u>削除</u>	通知の訂正による
317	【レセプト】「摘要」欄	(過高部削除による咬合性外傷への対処) ⇒ <u>削除</u>	通知の訂正による

【歯冠修復】

326	【解説】 11.④	(差替) ⇒ 未来院請求後に患者が再び来院し,すでに未来院請求を行った歯冠修復物, 欠損補綴物の装着を行う場合は, 各区分に係る費用は算定できない。なお, 算定にあたっては明細書の「摘要」欄にその旨を記載する。	通知の訂正による
327	【解説】 13.⑥	2 歯以上の充填に際し, 1 歯に～⇒ <u>1 歯に～</u> (「2 歯以上の充填に際し」を削除)	通知の訂正による
336	【保険解説】 6	2 歯以上の充填に際し, 1 歯に～⇒ <u>1 歯に～</u> (「2 歯以上の充填に際し」を削除)	通知の訂正による
344	【保険解説】 4	2 歯以上の充填に際し, 1 歯に～⇒ <u>1 歯に～</u> (「2 歯以上の充填に際し」を削除)	通知の訂正による
345	【レセプト】「摘要」欄	⇒ <u>1</u> (加筆)	通知の訂正による
352	【カルテ 4/1】 8 段目 (および合計欄, 353 ページ【レセプト】含)	14 点 ⇒ <u>点数削除</u>	誤植
	【保険解説】 2	BT は 14 点を ⇒ <u>削除</u>	//
354	【カルテ 4/3】 8 段目 (および合計欄, 355 ページ【レセプト】含)	14 点 ⇒ <u>点数削除</u>	//
370	【保険解説】 7	算定の際は～診療録および明細書の「摘要」欄に記載。 ⇒ <u>算定の際は～診療録に記載。</u>	通知の訂正による
371	【レセプト】「摘要」欄	齶蝕処置 (歯髄覆罩, 軟化象牙質除去, カセで暫間充填) ⇒ <u>削除</u>	通知の訂正による
406	【保険解説】 9	～補修するための形成料 40 点, ～ ⇒ <u>～補修するための形成料 44 点, ～</u>	誤植

【ブリッジ】

484	【除去料の算定早見表】 除去料 15 点欄	(加筆) 15. <u>4/5 冠, 4/3 冠</u> (ただし, 隣在歯の状況において除去困難と認められた場合に除去料 30 点が認められる場合もある。)	誤植
	【除去料の算定早見表】 除去料 30 点欄	1. FCK (4/5 冠, 4/3 冠含む) ⇒ 1. <u>FCK</u>	

【ダツリ・修理】

496	【保険解説】 4 (別冊での追加項目)	<u>削除</u>	通知の訂正による
497	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」その他欄	(再装)30×1, 45×1 ⇒ (再装) <u>1</u> 30×1, <u>1</u> 45×1	記載要領より
	【レセプト】「摘要」欄	→ <u>メタルコア再装着</u>	記載要領の変更による
503	【レセプト】「歯冠修復及び欠損補綴」その他欄	(Br 再装)150×1 ⇒ (Br 再装) <u>⑤ 6 ⑦</u> 150×1	記載要領より

【有床義歯】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
558	【保険解説】 2	～と記載し、点数を併記する。⇒～と記載し、部位、点数および回数を併記する。	記載要領より
559	【レシピト】「歯冠修復及び欠損補綴」その他欄	熱可塑性有床義歯 総義歯 3,130×1, 1床5歯 1,035×1⇒熱可塑性有床義歯 7+7 総義歯 3,130×1, 7 6 5 6 7 1床5歯 1,035×1	//
562	【カルテ 4/5】4 段目（および合計欄含）	鉤対歯割合 40 点⇒←点数削除（6 鉤対歯割合は上の行に）	誤植
563	【レシピト】「処置・手術」その他欄（および合計欄含）	鉤対歯調整 40×1⇒削除	//

【抜歯、移植、抜歯後の異常および関連事項】

672	【カルテ 4/5】	6 抜歯…260 ⇒ 6 抜歯…点数削除	疑義解釈による
674	【解説】口腔内消炎手術①	～診療録に記載し、明細書の「摘要」欄に消炎手術の実施部位を記載する。⇒～診療録に記載する。	通知の訂正による
676	【カルテ 4/6, 4/8】	RCT…28 ⇒ RCT…14 点	誤植
677	【レシピト】「摘要」欄	⇒ 6 抜歯前提の根管拡大	記載要領による

【炎症】

698	【カルテ 4/7, 4/8, 4/12】	口腔内外科後処置…22 点 ⇒ 点数削除	通知による
-----	----------------------	----------------------	-------

【外傷と骨折処置・顎関節症】

714	【カルテ 4/6, 4/24, 4/28】	口腔内外科後処置…22 点 ⇒ 点数削除	通知による
-----	-----------------------	----------------------	-------

【粘膜疾患処置・その他の外来手術】

726	【解説】顎骨骨折などに使用した金属内副子（金属プレート）などの撤去手術	(1) 1/2 顎程度の範囲：2,820 点 ⇒ (1) 2/3 顎程度未満の範囲：2,900 点 (2) 全顎に及び範囲：8,240 点 ⇒ (2) 全顎に及び範囲：4,180 点	誤植
728	【解説】 8.② 2 行目	～成術，下顎骨骨折観血的手術などの大手術の後処置の場合～⇒～成術，下顎骨骨折観血的手術などの大手術の後処置であってドレーン（吸引ドレーン）を使用した場合～	通知による

【在宅医療】

799	【居宅サービス介護給付費明細書】「請求額集計」欄の①	850 点 ⇒ 1,200 点	誤植
-----	----------------------------	-----------------	----

【歯科矯正】

834	「診療報酬明細書の記載要領」	歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料を算定する場合は、歯科矯正、動的処置、マルチブラケット法および保定の開始の区別を記載し、それぞれ最初の診断に係る記載とは別に前回歯科矯正診断料または顎口腔機能診断料を算定した年月日を記載すること。	記載要領による
-----	----------------	--	---------

【付-1 口腔外科手術の所定点数および準用点数】

853	【抜歯関連】上顎洞陥入歯牙の除去手術（犬歯窩を開さく）	4,920 点 ⇒ 2,000 点	誤植
-----	-----------------------------	-------------------	----

【付-1 口腔外科手術の所定点数および準用点数】

ページ	該当箇所	訂正内容	備考
854	【外傷関連（歯・歯槽骨・顎骨・軟組織）】骨体固定金属板の撤去手術	1/2 顎…… 2,820 点(歯科 J043 の 1) ⇒ 2/3 顎程度未満…… 2,900 点 全顎…… 8,210 点 (歯科 J043 の 2) ⇒ 全顎…… 4,180 点	誤植